

新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第24号

新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の通知)

第2条 法第30条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記様式第1号による通知書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の申請書を添えて行うものとする。

(認定の申請の取下げ)

第3条 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとする場合は、別記様式第2号による申出書を市長に提出しなければならない。

2 法第36条第1項の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとする場合は、別記様式第3号による申出書を市長に提出しなければならない。

(認定をしない旨の通知)

第4条 市長は、法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による認定の申請があった場合において、法第30条第1項の規定による認定（法第31条第2項において準用する場合を含む。）をしないときは、別記様式第4号による通知書により、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、法第36条第1項の規定による認定の申請があった場合において、同条第2

項の規定による認定をしないときは、別記様式第5号による通知書により、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画建築物の新築等の状況についての報告)

第5条 法第32条の報告は、別記様式第6号による報告書に、建築物エネルギー消費性能向上計画建築物の新築等(同条に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。)の状況を確認するために必要な書類、図面、写真等を添えて行わなければならない。

(改善命令)

第6条 法第33条の規定による改善の命令は、別記様式第7号による改善命令書により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第7条 市長は、法第34条の規定による認定の取消しをした場合は、別記様式第8号による通知書により、その旨をその認定建築主(法第31条第1項に規定する認定建築主をいう。)に通知するものとする。

2 市長は、法第37条の規定による認定の取消しをした場合は、別記様式第9号による通知書により、その旨を当該認定の取消しに係る建築物の所有者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告)

第8条 法第38条第1項の規定による報告は、別記様式第10号による報告書により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(新潟市建築基準法施行細則の一部改正)

2 新潟市建築基準法施行細則(昭和48年新潟市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の4中「又は都市の低炭素化の促進に関する法律」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律」に改め、「第54条第3項」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第3項」を加える。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画通知書

第 号  
年 月 日

（宛先）建築主事

新潟市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 2 項（同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けましたので、同法第 30 条第 3 項（同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

記

認定申請又は変更認定申請年月日	年 月 日
変更前の認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
申請者	住所（法人にあっては所在地）
	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
認定に係る建築物の位置	

添付図書 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築確認の申請書（関係図書及び関係書類を含む。）

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下申出書

（宛先）新潟市長

申出者 住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は変更の認定の申請を取り下げたいので、新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 3 条第 1 項の規定により申し出ます。

- 1 認定申請又は変更認定申請年月日                      年    月    日
- 2 認定に係る建築物の位置

受付欄（※）	決裁欄（※） 上記のとおり受理してよろしいか。			
年    月    日				
第                      号				
係員				

注 1 申出は、認定単位で行ってください。

2 申出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3 ※欄には、記入しないでください。

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請取下申出書

（宛先）新潟市長

申出者 住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を取り下げたいので、新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条第2項の規定により申し出ます。

- 1 認定申請年月日 年 月 日
- 2 認定に係る建築物の位置

受付欄（※）	決裁欄（※） 上記のとおり受理してよろしいか。			
年 月 日				
第 号				
係員				

注1 申出は、認定単位で行ってください。

2 申出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3 ※欄には、記入しないでください。

別記様式第4号（第4条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

申請者

様

新潟市長

印

年 月 日付けで申請のありました建築物エネルギー消費性能向上計画については、下記のとおり認定しないこととしましたので、新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条第1項の規定により通知します。

記

認定（変更認定）申請年月日	年 月 日
認定に係る建築物の位置	
認定しない理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

建築物エネルギー消費性能基準適合認定をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

申請者

様

新潟市長

印

年 月 日付けで申請のありました建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定については、下記のとおり認定しないこととしましたので、新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条第2項の規定により通知します。

記

認定申請年月日	年 月 日
認定に係る建築物の位置	
認定しない理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



別記様式第6号（第5条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画建築物の新築等の状況についての報告書

(宛先) 新潟市長

認定建築主 住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

建築物エネルギー消費性能向上計画建築物の新築等の状況について、下記のとおり報告します。

1 認定又は変更認定年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 報告の内容  完了した旨の報告  完了した旨以外の報告

3 認定に係る建築物の位置

4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の工事が行われたことを確認した建築士

( ) 級建築士 ( ) 登録第 号

住所

氏名

( ) 級建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

所在地

名称

受付欄 (※)	決裁欄 (※) 上記のとおり受理してよろしいか。			
年 月 日				
第 号				
係員				

注1 報告は、認定単位で行ってください。

2 認定建築主の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3 4の建築士について記載する欄は、完了した旨の報告の場合のみ記入してください。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画建築物の新築等の状況を確認するために必要な書類、図面、写真等を添付してください。

5 ※欄には、記入しないでください。

別記様式第7号（第6条関係）

改善命令書

第 号  
年 月 日

認定建築主

様

新潟市長

印

年 月 日付け 第 号で認定した認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により、下記のとおり改善に必要な措置を講ずるよう命令します。

記

認定に係る建築物の位置	
改善内容	
履行期限	年 月 日

注 履行期限までに改善措置がとられない場合は、認定の取消しの対象となります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第 8 号（第 7 条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

第 号  
年 月 日

認定建築主

様

新潟市長

印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条の規定により、その認定を取り消したので通知します。

記

認定（変更認定）年月日及び番号	年 月 日 第 号
確認年月日，確認番号及び建築主事の氏名（※）	
認定に係る建築物の位置	
認定を取り消した理由	

備考 ※欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 0 条第 4 項において準用する建築基準法第 1 8 条第 3 項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

建築物エネルギー消費性能基準適合認定取消通知書

第 号  
年 月 日

建築物の所有者  
様

新潟市長 印

下記の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、その認定を取り消したので通知します。

記

認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
確認年月日，確認番号及び建築主事の氏名（※）	
認定に係る建築物の位置	
認定を取り消した理由	

備考 ※欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第10号（第8条関係）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

（宛先）新潟市長

認定建築主 住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で認定した建築物エネルギー消費性能基準適合建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

認定に係る建築物の位置	
報告内容	
※受付欄	※処理欄

※欄には、記入しないでください。